

京都市告示 第 219 号

計量法第 21 条第 2 項の規定に基づき，計量器定期検査の期日を
次のとおり指定します。

平成 16 年 6 月 18 日

京 都 市 長
本 頼 兼 樹

計量器のひょう量	実 施 区 域	実 施 期 間
5 トン未満のもの等	市 内 全 域	平成 16 年 7 月 20 日から 平成 16 年 8 月 20 日まで

(計量検査所)